



国際コーチ連盟の定めるコーチの倫理規定

第1部：コーチングの定義

第1項：定義

- **コーチング：** コーチングとは、公私両面で自分の可能性を最大限発揮しようというクライアントの意欲をかき立てる、示唆に富んだ、創造的なプロセスを通じて、当人とパートナー関係を築くことをいいます。
- **職業として行われるコーチング：** コーチングに関わる当事者の責任が何らかの合意や契約で定められていれば、そのコーチングは職業として行われることになります。
- **ICF に所属するコーチ：** 更に、ICF に所属するプロフェッショナル・コーチは、「ICF プロフェッショナル・コアコンピタンス」の実践に同意し、ICF 倫理規定に対する責任を誓っています。

コーチングにおける役割を明確にするために、クライアントとスポンサーの区別が必要となることがしばしばあります。ほとんどの場合、クライアントとスポンサーは同じ人です。従って、両者併せてクライアントと呼びます。しかし、はっきり区別するため、国際コーチ連盟は、役割を次の通り分けて定義しています：

- **クライアント：**「クライアント」とは、コーチを受ける人をいいます。
- **スポンサー：**「スポンサー」とは、提供されるコーチングの対価の支払、および/またはコーチングの手配を行う組織（その代表者を含みます）をいいます。

いずれの場合も、クライアントとスポンサーが同一人物ではない場合は、コーチング委託の契約や合意に、クライアントとスポンサーそれぞれの権利、役割および責任を明確に定める必要があります。

第2部：ICF 倫理行動規範

前文：ICF に所属するプロフェッショナル・コーチは、コーチングという職業に良い影響を及ぼすよう自ら行動することを目指し、コーチングへの異なるアプローチを尊重し、そして諸法令の制約も受けていることを認識しています。

第1項：プロフェッショナルとしての行為全般について

コーチとして、

- 1) 私は、自分がコーチとして何を提供するのかについて、事実と異なったり、誤解を招くコメントを公表することを意図的には行わず、またコーチング業や、自らの実績もしくは ICF に関する書面の中で、誤った主張を意図的に行うこともしません。
- 2) 私は、自らのコーチとしての能力、専門性、経験、諸認定および ICF 資格については、これらを正確に明らかにします。
- 3) 私は、他の人々の努力および貢献を認め、尊重し、それらを自分のものとして装ったりはしません。この基準に違反した場合は、私自身が、第三者が求める法的救済措置の処分対象となる可能性があることを理解しています。
- 4) 私は、私のコーチとしての仕事ぶりや、私のコーチとしての仕事上の関係を妨げたり、これらに抵触したり干渉する可能性がある個人的な問題については、これを自覚するよう常に努めます。当該事実および状況下において必要に応じて、私はその都度、速やかに、専門的な支援を求め、コーチング関係の一時中断または終了が適切かどうかを含め、取るべき行動を決定いたします。
- 5) 私は、コーチのトレーニング、メンタリング、およびスーパーバイザーとして指導する場合は、常に ICF 倫理規定に従って行動します
- 6) 研究活動の実施と報告にあたっては、必要な資格を備えた上で、誠実に、そして認められた科学的な基準の範囲内でこれを行い、かつ研究対象に適用されるガイドラインがあればこれに従うものとします。研究を行うにあたっては、関係者から必要な同意と承諾を取得し、参加者がいかなる被害にも晒されないような手法を採用します。研究は全て、現地国の法律を遵守する方法により実施いたします。
- 7) 私のコーチング業務の過程で作成された記録の保存、保管および破棄にあた

っては、守秘、セキュリティおよびプライバシーがしっかりと図られ、かつ該当法規を満たした方法を採用いたします。

8) ICF 会員の連絡先情報（電子メールアドレス、電話番号等）の利用は、ICF が認めた方法と範囲のみに従って行います。

第 2 項：利害相反

コーチとして、

9) 私は、利害相反については、現実のものか潜在的なものを問わず、これを回避するように努め、かつ当該利害相反の事実があればこれを全て明らかにします。そのような利害相反が生じた場合は、職を辞すことを申し出ます。

10) クライアントを他に紹介するにあたって、私と第三者との間で何からの報酬の授受が生じ得る場合は、当該事実をクライアント本人およびスポンサーに明らかにします。

11) サービス、現物その他の金銭外の報酬の受取については、それがコーチング関係を損なわない場合にのみこれに応じます。

12) 私は、コーチ・クライアント関係がもたらす何らかの個人的な、または職業上もしくは金銭上の強みや利益を、当該事情を知った上で受け取ることはいたしません。但し、それが正式な合意や契約に基づく報酬に該当する場合はこの限りではありません。

第 3 項：クライアントとの職業上の行動

コーチとして、

13) 私は、クライアントまたはスポンサーが、コーチング・プロセスから、またはコーチとしての私から得られる成果について、意図的に誤解を招いたり、事実と異なる主張を行ったりはしません。

14) 私は、特定の情報や助言が、誤解を招いたり事実と異なることを私が知っている場合、または私がそう信じている場合は、クライアント候補者やスポンサーに対して当該情報や助言を与えません。

15) 私は、クライアントおよびスポンサーとの間で明確な合意または契約を結びます。私は、コーチング業務の文脈の中で結んだ合意や契約は全て尊重いたします。

16) 私は、私のコーチング業務のクライアントとスポンサーが、コーチングの性質、守秘義務の性質と範囲、金銭条件、およびその他のコーチング契約や合意の諸条件について理解するよう、初回ミーティングにて（またはそれまでに）慎重な説明を行い、かつ当該理解を確保すべく努めます。

17) 私は、私のクライアントまたはスポンサーとの身体的接触については、責任をもって、明確で、適切かつ文化的な配慮のある一線を画します。

18) 私は、現在のクライアントまたはスポンサーとの間で性的関係を持ちません。

19) 私は、コーチングの過程で、合意または契約に従っていつでもコーチングを終了できるクライアントの権利を尊重します。私は、クライアントが、私とのコーチング関係からこれ以上得るものがないことを示す兆候に注意を怠らないものとします。

20) 私は、私以外のコーチまたは別の手段を活用したほうがクライアントやスポンサーのためになると信ずる場合、その変更を行うよう両者に促します。

21) 私は、コーチ以外の専門家のサービスを求めることがクライアントにとって適切または必要と判断される場合、これを提案いたします。

第4項：守秘義務・プライバシー

コーチとして：

22) 私は全てのクライアント・スポンサー情報について、最も厳しいレベルで機密を守ります。法律上、別途求められる場合を除き、他者に情報開示する際は、事前に明確な合意または契約を結びます。

23) コーチ、クライアントおよびスポンサー間でコーチング情報を交換する方法については、明確な合意を取り付けます。

24) コーチングを学ぶ人たちのトレーナーの立場にある場合は、私は受講者との間で守秘に関する方針を明らかにします。

25) 有償またはボランティアいずれで行うかを問わず、クライアントおよびそのスポンサーに対するサービス提供にあたり他のコーチ等を率いる場合、私は、ICF 倫理規定第 2 部第 4 項守秘義務・プライバシー基準および ICF 倫理規定の全条項を、その適用の範囲で遵守する明確な合意や契約を当人らに結ばせます。

第 3 部：ICF 倫理誓約

ICF 所属のプロフェッショナル・コーチとして、私は、私のコーチングのクライアントとスポンサー、同僚そして一般の方々に対し倫理的および法的な義務を負っていることを了解しており、かつこの義務を尊重することに合意します。

私は ICF 倫理規定を遵守し、コーチングの対象者との間でこれらの基準を実践することを誓います。もしこの倫理誓約に、または、その一部とはいえ ICF 倫理規定に違反した場合は、私は ICF が、当該行為について私の責任を、その一存で問えることに合意します。私は更に、違反行為について私が ICF に対して負う責任には、ICF 会員資格および / または ICF 認定資格の取り消しなどの処分が含まれ得ることに合意します。

2008 年 10 月 30 日倫理・基準委員会承認

2008 年 12 月 18 日 ICF 理事会承認

2009 年 6 月 CTI ジャパン翻訳